

【参考】新型コロナウイルス感染症等初動対応フロー図（訪問系サービス）R5.5.8～

【フロー図について】

新型コロナウイルス感染症等の5類感染症が発生したときの初動対応フロー図（参考）です。

（参考）[京都市：感染症分類一覧](#)

【報告書について】

これまで陽性者の発生につき一律に提出を求めていましたが、令和5年5月8日以降、報告書の提出は原則不要となります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、報告書を提出してください。

- ① 死亡者又は重篤な患者が、同事業所内において1週間内に2名以上発生した。
- ② 同一の感染症による患者等が同事業所内において10名以上又は全利用者の半数以上発生した。
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、管理者等が報告の必要を認めている。

※抗原検査キットについては、以下も参照ください。

○[新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報（mhlw.go.jp）](#)

○[京都市：抗原検査キットを用いた障害者施設・障害福祉サービス事業所職員への集中検査について（kvoto.lg.jp）](#)

発熱等の症状があり、PCR検査を受検することになった

（1）対象者が利用者の場合

①当該利用者の発症日（無症状の場合はPCR検査を受検した日）の2日前以降（＝感染可能期間）に接触した職員を可能な範囲でリストアップする。

②①でリストアップした対象者（＝濃厚接触の可能性のある者）に対して状況を情報提供する。

③当該利用者サービス提供している関係事業所を特定し、可能な範囲で状況の情報提供をする。

※関係事業所がわからない場合は、支給決定機関（区役所・支所等）や計画相談支援事業所と連携して把握する。

濃厚接触者の特定等については、以下を参照ください。

○[京都市：障害福祉サービス等事業所の職員の陽性者との接触に関する感染リスクの評価と対応](#)

（2）対象者が職員の場合

①当該職員の発症日（無症状の場合はPCR検査を受検した日）の2日前以降に接触した利用者、職員（他事業所も含む）を可能な範囲でリストアップする。

②①でリストアップした対象者（＝濃厚接触の可能性のある者）に対して状況を情報提供する。

陰性

上記の「濃厚接触の可能性のある者」に対し、結果の情報提供をする。

陽性

（1）陽性者が利用者の場合

①陽性の旨を関係事業所へ情報提供する。

②上記の「濃厚接触の可能性のある者」は体調管理等を行う。

③陽性利用者に対し、必要なサービスは継続して提供できるようサービス調整を行う。

※サービス提供する際には、職員を固定したり個人防護具（マスク、フェイスシールドやゴーグル、ガウン）を着用する等の対応を行うことが望ましい。

（2）陽性者が職員の場合

①感染可能期間に陽性となった職員が支援に入っていた利用者や、関係事業所に陽性の旨を情報提供する（該当者がいない場合は情報提供不要）。

②陽性になった職員が行う予定だったサービス提供について調整を行う。

以下のいずれかに該当するか

① 死亡者又は重篤な患者が、同事業所内において1週間内に2名以上発生した。

② 同一の感染症による患者等が同事業所内において10名以上又は全利用者の半数以上発生した。

③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、管理者等が報告の必要を認めている。

報告書の提出は不要

いいえ

はい

障害保健福祉推進室へ報告書を提出

下記ページ内の取扱要領及び各報告様式に基づき、「事故報告書（感染症又は食中毒）」を京都市へ提出してください。

[京都市：障害福祉サービス等に係る事故報告について](#)